

砂川市条例第32号
令和7年12月11日

砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行なうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれの同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。